

## おもいやり駐車場取扱要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、三重おもいやり駐車場利用証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき登録を行ったおもいやり駐車場の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) おもいやり駐車場 要綱第2条第2号に規定する駐車場
- (2) 施設管理者 要綱第2条第2号に規定する施設管理者
- (3) 利用者 要綱第7条第1項に規定する利用者

### （標識等）

第3条 おもいやり駐車場には、原則として当該対象の駐車区画ごとに、第1号様式に定めるマークが表示された標識等を設置するものとする。ただし、一の標識等で、隣接する複数の区画がおもいやり駐車場であることが外見上明らかな場合においてはこの限りでない。

2 前項の標識等は、運転者から見やすく、かつ、自動車の通行及び駐車並びに歩行者の通行等に支障にならない位置に、適切な方法で設置するものとする。

### （物品の提供等）

第4条 県は、施設管理者に対し、前条第1項に規定するマークに係る電子情報又は標識等に使用する物品を予算の範囲内において配布することができるものとする。

2 前項の規定に基づきおもいやり駐車場の整備に必要となる物品の提供を受けたい施設管理者は、おもいやり駐車場必要物品調査票（第2号様式）を県に提出するものとする。

3 県は、前項の調査票が提出された場合は、当該内容を確認のうえ、配布物品を決定し、施設管理者に送付するものとする。

4 施設管理者は、送付された物品を適切に管理、使用し、効果的な表示に努めるものとする。

### （おもいやり駐車場の管理）

第5条 施設管理者は、おもいやり駐車場の適正利用の推進のため、要綱第4条及び第10条第1項第1号に規定する利用証又は要綱第10条第1項第2号に規定する標章の掲示のない駐車を発見した際には利用証の取得又は適正利用を促すなどの必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 県は、前項の措置に必要な情報の提供等、施設管理者に対して必要な支援を行うものとする。

附則

1 この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成27年1月14日から施行する。

附則

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和5年12月1日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、要綱第3条第2項第2号に規定する思いやり駐車場区画のマーク及びこの改正による前に第1号様式に規定されていたマーク（参考様式）が表示された標識等は、第3条1項に規定する標識等と同じものとみなす。

第1号様式



※ 数値は比率のみを示し、大きさは任意とする。

※ カラーは右欄を参考とする。

(参考)

カラー設定

H:	138 °		
S:	89 %		
B:	54 %		
R:	14	C:	96 %
G:	139	M:	1 %
B:	54	Y:	99 %
#	E8B36	K:	0 %

参考様式

思いやり駐車区画のマーク（平成 24 年 9 月 30 日廃止）



平成 24 年 9 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日までの第 1 号様式のマーク

